

議案第48号

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定するものとする。

令和4年6月9日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例（平成17年磐田市条例第228号）の一部を次のように改正する。

別表特定初診料の項中「5,500円」を「7,700円」に、「5,000円」を「7,000円」に改め、同表特定再診料の項中「2,750円」を「3,300円」に、「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の特定初診料及び特定再診料の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の医療に係る使用料及び手数料は、なお従前の例による。

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
特定初診料	1件	<u>5,500円</u> (<u>5,000円</u>)	(1) 他の保険医療機関等からの紹介によらず、病院に直接来院した者の初診に係る費用として徴収する。 (2) 括弧内の金額は、助産に係る資産の譲渡等に適用する。	特定初診料	1件	<u>7,700円</u> (<u>7,000円</u>)	(1) 他の保険医療機関等からの紹介によらず、病院に直接来院した者の初診に係る費用として徴収する。 (2) 括弧内の金額は、助産に係る資産の譲渡等に適用する。
特定再診料	1件	<u>2,750円</u> (<u>2,500円</u>)	(1) 他の保険医療機関等を紹介したにもかかわらず、病院を受診した者の再診に係る費用として徴収する。 (2) 括弧内の金額は、助産に係る資産の譲渡等に適用する。	特定再診料	1件	<u>3,300円</u> (<u>3,000円</u>)	(1) 他の保険医療機関等を紹介したにもかかわらず、病院を受診した者の再診に係る費用として徴収する。 (2) 括弧内の金額は、助産に係る資産の譲渡等に適用する。
略				略			

議案第 48 号

磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【医事課】

1. 改正の理由

令和 4 年度診療報酬改定が令和 4 年 3 月 4 日に告示され(厚生労働省告示第 54 号)、その中で外来医療の機能分化を促進するため、紹介状がない患者に係る受診時定額負担制度の見直しがなされたことから、当院においても当該改定に則し、条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

(1) 特定初診料

開業医等からの紹介状なしで当院を受診した場合に徴収する特定初診料について、現行の 5,500 円(税抜 5,000 円)を、7,700 円(税抜 7,000 円)に改正します。

(2) 特定再診料

病床数 200 床未満の病院または診療所に対し、当院から文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず当院を受診した場合に徴収する特定再診料について、現行の 2,750 円(税抜 2,500 円)を、3,300 円(税抜 3,000 円)に改正します。

3. 金額引上げによる効果

紹介状なく受診する患者の定額負担引上げにより、病状の重症度や緊急度に応じた医療機関への受診を促し、地域外来機能の分化と連携が促進されます。

これにより、本改定が目指すところの、新興感染症等の感染拡大時にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築が図られます。

4. 患者負担額への影響

特定初診料・特定再診料の引上げと併せ、当該診療に係る保険給付範囲についても見直しがなされ、初診時 200 点(=2,000 円)、再診時 50 点(=500 円)を診療報酬点数から控除することとなりました。

これにより、患者負担は下記例示のように増額となりますが、当院収入に変わりはありません。(当院差額の 200 円は消費税のため。)

【特定初診料を 5,500 円から 7,700 円に変更、医療費 1,000 点、患者負担 3 割の場合】 (単位:円)

	特定初診料	医療費	計		特定初診料	医療費	計	差額
患者負担	5,500	3,000	8,500(a)	⇒	7,700	2,400	10,100(b)	1,600
当院収入	(a)8,500	7,000	15,500		(b)10,100	5,600	15,700	200

※医療費患者負担分 = (1,000 点 - 200 点) × 3 割

5. 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日以降に診療するものから適用開始となります。